

新障第3033号

令和8年3月31日

障害福祉サービス事業所の管理者 様
障害者支援施設の管理者 様
障害児通所支援事業所の管理者 様
障害児入所施設の管理者 様
相談支援事業所の管理者 様

新潟市福祉部障がい福祉課長

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の提出について(通知)

日頃より当市の障がい福祉行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）については、令和8年3月31日厚生労働省・こども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）（以下「厚労省通知」という。）」のとおり、算定する年度ごとに届出をしていただく必要があります。

つきましては、令和8年度処遇改善加算を算定する事業者（令和7年度から引き続き算定する事業者を含む）においては、下記のとおり書類の提出をお願いいたします。

記

1 届出書類

(1) 令和7年度に引き続き処遇改善加算を算定する事業所（区分変更のない場合）

ア 別紙様式2（計画書）

法人ごとに作成し、提出時のファイル名は「（法人名）別紙様式2」としてください。基本情報入力シート、別紙様式2-1、別紙様式2-2、別紙様式2-3に入力が必要です。

イ 変更届出書（処遇 R8.6～）_様式 20260601 事業所名

事業所ごとに作成し、提出時のファイル名は「変更届出書（処遇 R8.6～）_様式

20260601 事業所名」としてください。

- ・変更届出書様式 20 号
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

(2) 令和 8 年度新たに処遇改善加算を算定する又は処遇改善加算の区分を変更する事業所

ア 別紙様式 2 (計画書)

法人ごとに作成し、提出時のファイル名は「(法人名)別紙様式 2」としてください。基本情報入力シート、別紙様式 2-1、別紙様式 2-2、別紙様式 2-3 に入力が必要です。

イ 変更届出書 (処遇 R8.4~) 様式 20260401 事業所名

事業所ごとに作成し、提出時のファイル名は「変更届出書 (処遇 R8.4~) 様式 20260401 事業所名」としてください。

- ・変更届出書様式 20 号
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

ウ 変更届出書 (処遇 R8.6~) 様式 20260601 事業所名

事業所ごとに作成し、提出時のファイル名は「変更届出書 (処遇 R8.6) 様式 20260601 事業所名」としてください。(内容は上記イ同様です。)

※令和 8 年 6 月から新たに算定する場合は、ア、ウのみの提出となります。

【様式 (新潟市ホームページ)】

新潟市トップページ>「健康・医療・福祉」>「障がい福祉」>「障がい福祉に関する様式集」>「事業者向け様式集」>福祉・介護職員処遇改善加算等

2 提出期限

(1) 令和 8 年 4 月 1 日 (令和 8 年 5 月 1 日) から算定する場合

令和 8 年 4 月 15 日 (水) 23 時 59 分

(2) 令和 8 年 6 月 1 日から新たに算定する場合

令和 8 年 6 月 15 日 (月) 23 時 59 分

3 提出方法

原則、新潟市オンラインシステム（e-NIIGATA）の「令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算【計画書】の提出フォーム」より提出。

【計画書提出フォーム】（4月、5月提出分のみ）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/85e454a0-8423-4d42-890d-9b891b4bfd6a/start>

4 留意事項

- (1) 加算の届出に関しては、厚労省通知を必ず確認し、要件や計算方法等について精査されるようお願いいたします。
- (2) 記載内容の根拠となる資料及び書類を適切に保管し、提出を求められた場合は速やかに提示できるようにしてください。
- (3) 令和7年度本加算の算定を受けていても、令和8年度の届出がない場合には引き続き加算の算定を受けることはできません。
- (4) 事業の継続を図るために、対象職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、別紙様式5（特別な事情に係る届出書）も合わせて提出してください。
- (5) 届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。
別紙様式2、別紙様式4、変更届出書（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等）
- (6) 各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書を提出してください。実績報告の際に、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない場合は、全額返還が発生しますので、ご注意ください。（実績報告については別途通知いたします）
- (7) 別表_提出期限及び提出書類一覧をご確認の上、不足書類のないようにご注意ください。

5 問い合わせ

【処遇改善加算を活用した処遇の実施について】

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む））

【処遇改善加算計画書の提出方法等について】

下記のアドレス宛に、メールで問い合わせを行っていただくようお願いいたします。

新潟市福祉部障がい福祉課 Mail : shogai.wl@city.niigata.lg.jp

(件名) 処遇改善加算計画書について

(別表) 提出期限及び提出書類一覧

		提出期限	別紙様式2 計画書 (法人毎)	4/1付 変更届出書 (事業所毎)	6/1付 変更届出書 (事業所毎)
前年度に引き続き 加算を算定	区分変更なし	4/15	○	—	○
	区分変更あり		○	○	○
4/1～ 新規に加算を算定		4/15	○	○	○
5/1～ 新規に加算を算定		4/15	○	5/1付 変更届出書	○
6/1～ 新規に加算を算定		6/15	○	—	○

担 当：新潟市福祉部障がい福祉課指定係

電 話：025-226-1241（直通）

M a i l: shogai.wl@city.niigata.lg.jp